

令和4年5月9日

第3回 日南町議会臨時会議案

日 南 町

議案第33号

専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更）

議会の権限に属する事項中町長において専決処分すべき事項指定の件（昭和52年議決）第1号の規定により、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和4年5月9日提出

日南町長 中村 英明

## 専 決 処 分 書

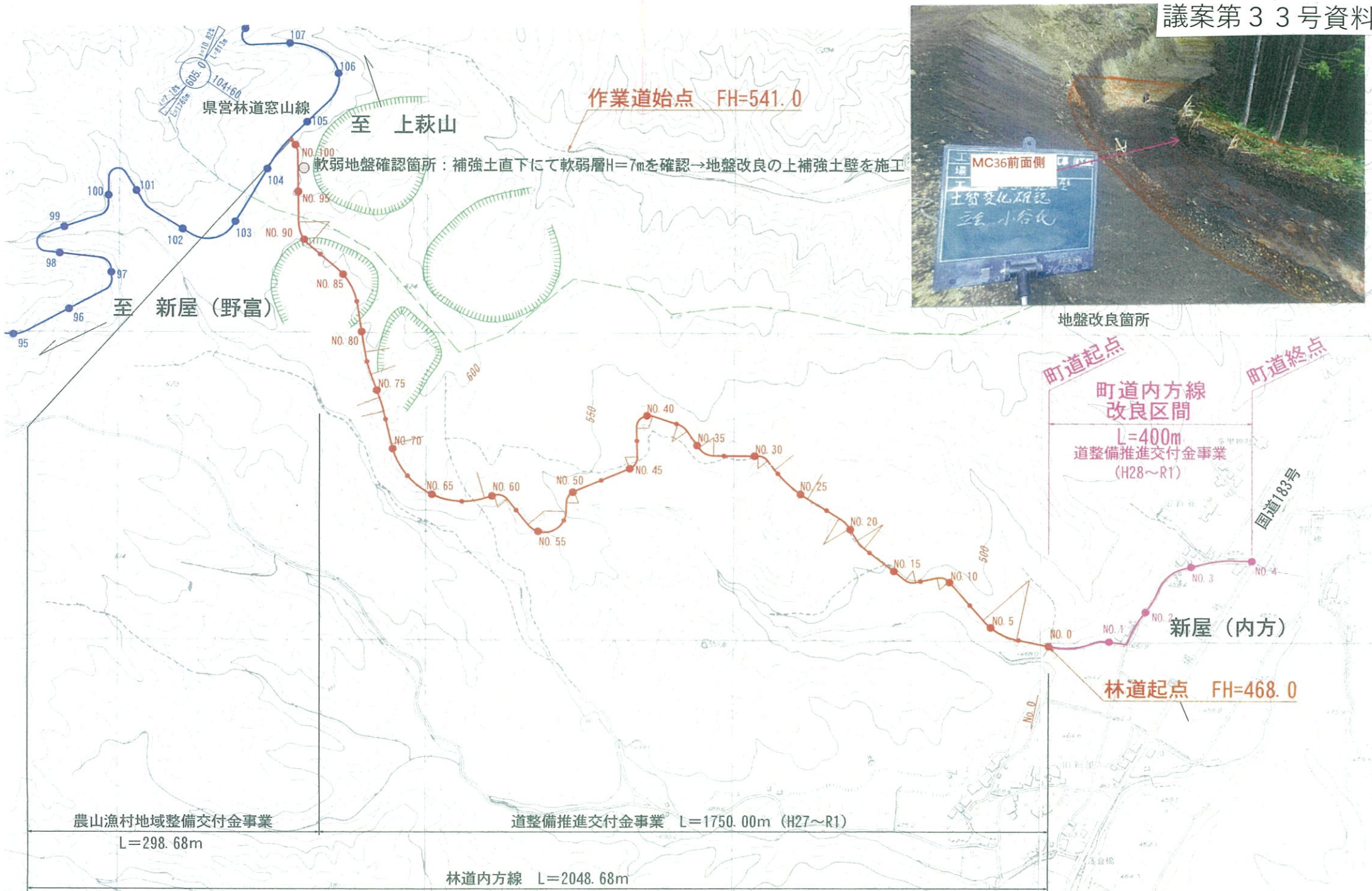
議会の権限に属する事項中町長において専決処分すべき事項指定の件(昭和52年議決)第1号の規定により、工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月25日

日南町長 中村 英明

### 記

1. 工 事 名 林道内方線開設工事(2工区)農山漁村地域整備交付金
2. 変更契約の金額 契約金額「55,660,000円」を「55,962,500円」とする。  
(変更による増額302,500円、消費税込)
3. 契約の相手方 鳥取県日野郡日南町矢戸1206番地1  
有限会社 大柄組  
代表取締役 大柄 司



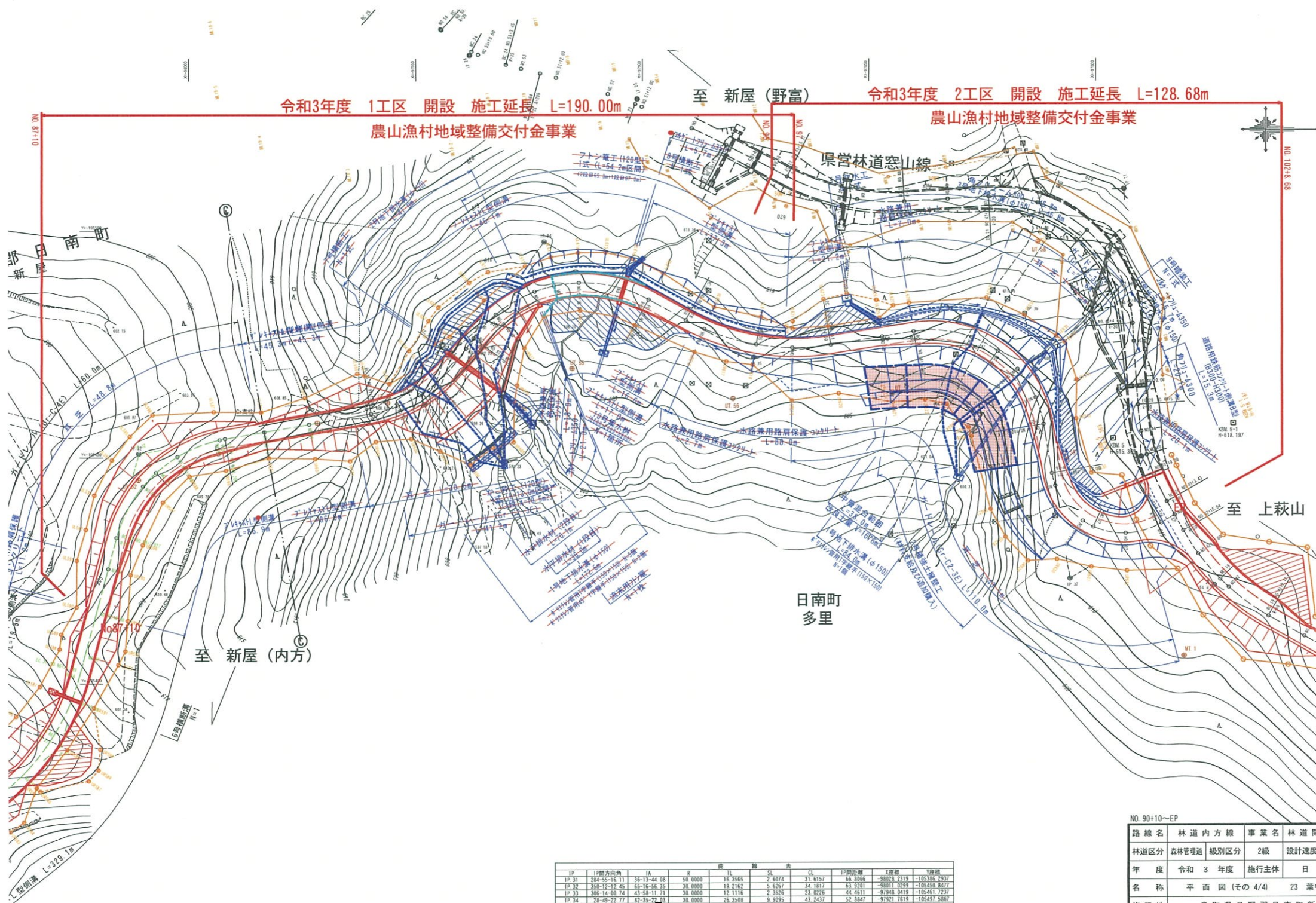
地盤改良箇所

農山漁村地域整備交付金事業  
L=298.68m

道整備推進交付金事業 L=1750.00m (H27~R1)

林道内方線 L=2048.68m





令和3年度 1工区 開設 施工延長 L=190.00m

至 新屋 (野富)

令和3年度 2工区 開設 施工延長 L=128.68m

農山漁村地域整備交付金事業

農山漁村地域整備交付金事業

県営林道窓山線

至 新屋 (内方)

至 上萩山

日南町  
多里

NO. 90+10~EP

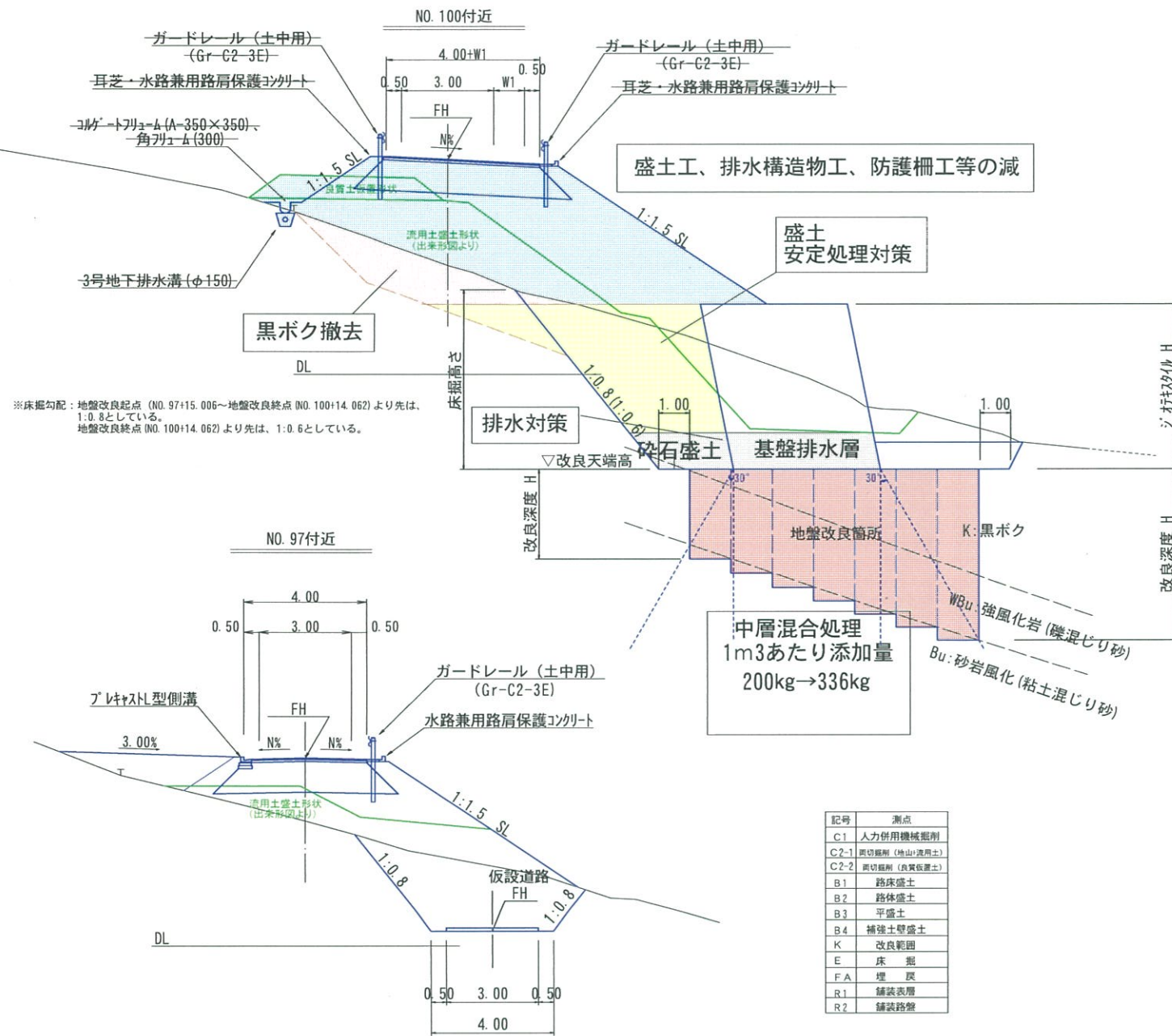
路線名	林道内方線	事業名	林道開
林道区分	森林管理道	級別区分	2級
年度	令和3年度	施行主体	日
名称	平面図(その4/4)		23葉中
施行地	鳥取県日野郡日南町新		

IP	IP方位角	IA	R	曲	LL	SL	CL	IP間距離	X座標	Y座標
IP 31	784-55-16.11	36-13-44.08	50.0000	16.3565	2.6074	31.6157	66.8066	-88028.2319	-105386.2937	
IP 32	350-12-12.45	65-16-06.35	30.0000	18.2162	5.4767	34.1817	63.9201	-88011.0299	-105450.8477	
IP 33	306-14-00.74	43-58-11.71	30.0000	12.1116	2.3528	23.0226	44.4611	-87848.0419	-105461.7237	
IP 34	28-49-22.77	82-35-22.03	30.0000	26.3508	9.9295	43.2437	52.8847	-87821.7619	-105487.5867	
IP 35	350-53-34.42	37-55-24.50	50.0000	17.1823	2.8699	33.1003	60.5128	-87875.4269	-105472.0967	
IP 36	80-27-14.49	88-33-26.97	25.0000	24.8092	10.2207	39.0264	59.3404	-87815.6780	-105481.6687	
IP 37	178-21-27.49	111-12-26.97	14.0000	91.4362	19.4624	11.1441	74.8307	-87808.8168	-105491.1108	



# 標準断面図 (2)

S=1:100



(2工区)  
(NO. 97, NO. 100付近)

5  
34

路線名	林道内方線	事業名	林道開設事業
林道区分	森林管理道	級別区分	2級
設計速度	20km/h		
年度	令和3年度	施行主体	日南町
名称	標準断面図(2) 23 葉中 3 番		
施行地	鳥取県日野郡日南町新屋		
縮尺	図示	審査者	設計者

議案第34号

専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町税条例等の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和4年5月9日提出

日南町長 中村 英明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町税条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

日南町長 中村 英明

日南町税条例等の一部を改正する条例

第1条 日南町税条例（昭和45年日南町条例第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条－第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条－第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税(第23条－第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条－第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条－第91条)</p> <p>第4節 町たばこ税(第92条－第102条)</p> <p>第5節 鉱産税(第103条－第130条)</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条－第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条－第151条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税 (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条－第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条－第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税(第23条－第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条－第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条－第91条)</p> <p>第4節 町たばこ税(第92条－第102条)</p> <p>第5節 鉱産税(第103条－第130条)</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条－第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条－第151条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税 (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定</u></p>





<p>5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u> _____に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書</u>に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略) (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当し</p>	<p>5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書</u>に係る年度分の個人の県民税 _____若しくは町民税 _____に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略) (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者 _____ _____ _____ _____</p>
---	--

<p>ないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>第36条の3 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、<u>施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記</u>しなければならない。 (個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得</p>	<p>_____に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>第36条の3 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、<u>施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記</u>しなければならない。 (個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得</p>
--	--





<p>者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用</p>	<p>者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用</p>
---	--

<p>を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の適用を受けないときは法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>法附則第15条第15項</u>に規定する町の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第15項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第22項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第23項第2号</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第23項第3号</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第24項第1号</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第24項第2号</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の適用を受けないときは法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>法附則第15条第16項</u>に規定する町の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第16項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第23項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第24項第1号</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第24項第2号</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第24項第3号</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第1号</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第2号</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第27項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第27項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第27項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第27項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p>
--	--

<p>14 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>23 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する町条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する町条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>14 <u>法附則第15条第27項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第27項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第30項</u>に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>23 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第46項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(新設)</p>
<p>26 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>25 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

<p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申請書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 <u>法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分</p>	<p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申請書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 <u>法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 _____</p> <p>_____ を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度</p>
---	--







<p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、条例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に限り、適用する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る_____同条第4項に規定する確定申告書にこの項_____の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合_____</p> <p>_____</p> <p>_____であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条</p>	<p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、条例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達されるまで時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条</p>
--	---

<p>の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 (削る)</p>	<p>の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u> 第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町税条例の一部を改正する条例（令和2年日南町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章 総則 第1節 通則(第1条－第6条) 第2節 賦課徴収(第7条－第22条) 第2章 普通税 第1節 町民税(第23条－第53条の12) 第2節 固定資産税(第54条－第79条) 第3節 軽自動車税(第80条－第91条) 第4節 町たばこ税(第92条－第102条) 第5節 鉱産税(第103条－第130条) 第6節 特別土地保有税(第131条－第140条の7) 第3章 目的税 第1節 入湯税(第141条－第151条) 附則 第2章 普通税 第1節 町民税</p>	<p>目次 第1章 総則 第1節 通則(第1条－第6条) 第2節 賦課徴収(第7条－第22条) 第2章 普通税 第1節 町民税(第23条－第53条の12) 第2節 固定資産税(第54条－第79条) 第3節 軽自動車税(第80条－第91条) 第4節 町たばこ税(第92条－第102条) 第5節 鉱産税(第103条－第130条) 第6節 特別土地保有税(第131条－第140条の7) 第3章 目的税 第1節 入湯税(第141条－第151条) 附則 第2章 普通税 第1節 町民税</p>



(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有する者は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

附 則(令和3年3月31日条例第15号)

(町民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2・3 (略)

4 新条例の第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有する者は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

附 則(令和3年3月31日条例第15号)

(町民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2・3 (略)

4 新条例の規定中個人の町民税に関する部分 \_\_\_\_\_ は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中日南町町税条例第36条の3の2の見出し及び第1項、第36条の3の3の見出し及び第1項の改正規定、同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中日南町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中日南町税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の下に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の下に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）不足第1条第2号に掲げる規定の施行の日  
（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の日南町税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4にかかる部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の日南町町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の日南町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払いを受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項似規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の日南町ぜいじょうの規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関数る部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の日南町税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の

2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の日南町税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第35号

専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町国民健康保険税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和4年5月9日

日南町長 中村 英明



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険税条例（昭和45年日南町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える</p>

<p>場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第15条の規定の適用については、<u>同項中</u>「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>とする。</p> <p>3～13 (略)</p>	<p>場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第15条の規定の適用については、<u>同条中</u>「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>とする。</p> <p>3～13 (略)</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の日南町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第36号

財産の取得について（除雪ドーザ5 t級購入）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年5月9日提出

日南町長 中村 英明

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 財産の内容   | 物品（除雪ドーザ5 t級 1台）                                |
| 2. 契約の相手方  | 鳥取県米子市流通町158番地10<br>コマツ山陰株式会社 米子支店<br>支店長 川上 伸一 |
| 3. 契約金額    | 14,080,000円（消費税及び地方消費税込）                        |
| 4. 契約締結の方法 | 一般競争入札  |

# KOMATSU

# WA80-8

特定特殊自動車排出ガス 2014 年基準適合車

議案第36号資料

WHEEL LOADER

# WA80



※カタログ写真はオプションを含む場合があります。

エンジン定格出力 ネット  
44.3 kW (60.2 PS)

運転質量  
5120 kg (キャノピ仕様)  
5295 kg (キャブ仕様)

バケット容量  
0.9 m<sup>3</sup>

## 除雪仕様車

前後ともヒラーレスで視界性に優れ、広々とした足元で余裕の居住空間を実現したワイドキャブを搭載。電子制御HST採用による車速コントロールが容易な自動変速機能を装備。さらに、雪面などのすべりやすい路面でのタイヤスリップを減少させて最適な駆動力が得られるコマツ独自のトラクションコントロールシステム「Sモード」など、操作性を追求した機能で寒冷地での安全・快適な除雪作業を強力にサポートします。



### ■標準装備品

- ・1.1m<sup>3</sup>ライトマテリアルバケット (B.O.C.\*付)
- ・ルームミラー
- ・スノーワイパブレード
- ※：ボルトオンカッティングエッジ
- ・サスペンションシート
- ・ROPS (ISO 3471) / FOPS (ISO 3449) キャブ

### ■主なオプション

- ・マルチカブラ (機械式)
- ・スノーブローフカバー
- ・黄色作業灯
- ・リヤーフルフェンダ
- ・8SAオルタネータ

### ■仕様

項目	機種 単位	WA80-8	
		除雪キャブ仕様	
運転質量	kg	5345	
機体質量	kg	4270	
定格出力 (ネット) (JIS D 0006-1) ※1	KW/min <sup>1</sup> (PS/rpm)	44.3/1850 (60.2/1850)	
バケット容量 (B.O.C.*付)	m <sup>3</sup>	1.1	
常用荷重	kg	1320	
タイヤサイズ		17.5/65-20-10PR	
走行速度	1速 前進/後進	km/h	0 ~ 10.0 (13.0) ※3
	2速 前進/後進	km/h	0 ~ 13.0
	3速 前進/後進	km/h	0 ~ 20.0
	4速 前進/後進	km/h	0 ~ 33.0
アーティキュレート角	度	38	
最小回転半径 (最外輪中心)	mm	4055	
全幅 (バケット幅)	mm	1980	
全高 (バケット最上昇時)	mm	4180	
ダンピングクリアランス ※4	mm	2405	
ダンピングリーチ ※4	mm	930	
軸距	mm	2250	
全長 (バケット地上)	mm	5525	
全長 (走行姿勢)	mm	5570	
最低地上高	mm	365	
全高 (キャブ上面まで)	mm	2880	
輪距	mm	1470	
車幅	mm	1920	
掘削深さ ※5	mm	190	

※1：冷却ファン最低回転速度時の値

※2：ボルトオンカッティングエッジ

※3：10.0 ~ 13.0 km/h の範囲で任意に設定可能

※4：45° 前傾、B.O.C. (ボルトオンカッティングエッジ) 先端まで

※5：10° 前傾、B.O.C. (ボルトオンカッティングエッジ) 先端まで

単位は国際単位系 (SI) による表示、( ) 内の非 SI 単位は参考値です。

日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年5月9日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和46年日南町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 の100分の120に相当する額に日南町職員の給与に 関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用 を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の 例により算定した額による。この場合において、 その例によることとされる日南町職員の給与に 関する条例第19条第2項の規定の適用について は、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100 分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 の100分の120に相当する額に日南町職員の給与に 関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用 を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の 例により算定した額による。この場合において、 その例によることとされる日南町職員の給与に 関する条例第19条第2項の規定の適用について は、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の167.5</u>」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。



日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年5月9日提出

日南町長 中村 英明

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年日南町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	(期末手当) 第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(令和4年6月に支給される期末手当の特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

日南町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年5月9日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日南町職員の給与に関する条例（昭和46年日南町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。)にあっては<u>100分の100</u>)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (表は省略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。)にあっては<u>100分の107.5</u>)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (表は省略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の日南町職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同月前1箇月以内に退職したものにあっては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(行政給料表の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - 再任用職員以外の職員 127.5分の15
  - 再任用職員 72.5分の10